

「重点分野・テーマ別に集中実施する販売促進の強化等緊急対策事業実施要領」新旧対照表

新	旧	(備考)
<p><u>第6 事業実施期間</u> (削除)</p>	<p><u>第6 事業実施期間</u></p> <p><u>第3の事業の実施期間は、分野・テーマ別等事業実施計画の承認及び補助金の交付決定の日から令和2年3月13日までとする。</u></p> <p><u>※ 上記の事業実施期間については、交付要綱に基づき農林水産省に届出をしているところであり今後変更があり得る。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>「<u>第6 事業実施等の手続き</u>」</p> <p>1 事業の公募等</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p><u>(3) 重点分野・テーマ別に集中実施する販売促進の強化等に係る事業実施計画においては、始期を「交付決定の日」、終期を令和2年3月13日以前の特定の日（以下「事業の完了日」という。）とする事業実施期間を定めることとする。ただし、重点分野・テーマ別等事業実施計画等の提出に当たって、ジェトロが特に必要と認める場合には、ジェトロが事業の完了日を別途定めることができる。(追加)</u></p> <p><u>(4) 公募選考会は、事業実施者が第2の要件に合致する者であるか、提出された分野・テーマ別等事業実施計画等が適切であるか、成果目標が事業成果を適切に検証できるように十分考慮して設定されているか等についての審査を行うものとする。</u></p> <p>なお、ジェトロは、事業実施者を公募するごとに、公募選考会を開催し、審査を行うものとする。</p>	<p>「<u>第7 事業実施等の手続き</u>」</p> <p>1 事業の公募等</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p>	<p>(変更)</p>
		<p>(追加)</p>
	<p><u>(3) 公募選考会は、事業実施者が第2の要件に合致する者であるか、提出された分野・テーマ別等事業実施計画等が適切であるか、成果目標が事業成果を適切に検証できるように十分考慮して設定されているか等についての審査を行うものとする。</u></p> <p>なお、ジェトロは、事業実施者を公募するごとに、公募選考会を開催し、審査を行うものとする。</p>	<p>(変更)</p>

<p><u>(5)</u> 審査結果の通知等</p> <p>① ジェトロは、<u>(4)</u> の公募選考会での審査の結果（採択又は不採択）を当該分野・テーマ別等事業実施計画等を提出した事業実施者に対し通知するものとする。</p> <p>採択の通知（②の場合を除く）をする場合には、分野・テーマ別等事業実施計画の承認及び補助金の交付決定を併せて行い、その旨通知することができる。</p> <p>② 略</p> <p>③ 略</p> <p>④ 略</p> <p>2 分野・テーマ別等事業実施計画等の取り下げ事業実施者は、1 <u>(5)</u> の分野・テーマ別等事業実施計画の承認及び補助金の交付決定の通知を受けた後、分野・テーマ別等事業実施計画等を取り下げようとするときは、通知を受けた日から7日以内にその旨を記載した書面をジェトロに提出しなければならない。</p> <p>3 略</p> <p>4 略</p> <p>5 略</p> <p>6 略</p> <p>7 実績報告</p> <p>(1) 事業実施者は、<u>事業の完了日から起算して10日を経過した日又は令和2年3月16日のいずれか早い日までに、別記様式第6号により実績報告書を作成しジェトロに提出しなければならない。ただし、第6の1(3)ただし書によりジェトロが別途事業の完了日を定めた場合には、ジェトロが別途、実績報告書の提出期限を定める。(追加)</u></p>	<p><u>(4)</u> 審査結果の通知等</p> <p>① ジェトロは、<u>(3)</u> の公募選考会での審査の結果（採択又は不採択）を当該分野・テーマ別等事業実施計画等を提出した事業実施者に対し通知するものとする。</p> <p>採択の通知（②の場合を除く）をする場合には、分野・テーマ別等事業実施計画の承認及び補助金の交付決定を併せて行い、その旨通知することができる。</p> <p>② 略</p> <p>③ 略</p> <p>④ 略</p> <p>2 分野・テーマ別等事業実施計画等の取り下げ事業実施者は、1 <u>(4)</u> の分野・テーマ別等事業実施計画の承認及び補助金の交付決定の通知を受けた後、分野・テーマ別等事業実施計画等を取り下げようとするときは、通知を受けた日から7日以内にその旨を記載した書面をジェトロに提出しなければならない。</p> <p>3 略</p> <p>4 略</p> <p>5 略</p> <p>6 略</p> <p>7 実績報告</p> <p>(1) 事業実施者は、<u>事業を完了したときは、その日から起算して10日を経過した日又令和2年3月16日のいずれか早い日までに、別記様式第6号により実績報告書を作成しジェトロに提出しなければならない。</u></p>	<p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(追加)</p>
--	--	---

<p>(2) <u>第6</u>の1(2)のただし書きの内容で分野・テーマ別等事業実施計画等の提出をした事業実施者は、(1)の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。</p> <p>(3) <u>第6</u>の1(2)のただし書きの内容で分野・テーマ別等事業実施計画等の提出をした事業実施者は、(1)の規定により実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額((1)の規定により減額した事業実施者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を別記様式第5号の消費税仕入控除税額報告書により速やかにジェットロに報告するとともに、ジェットロの返還命令を受けてこれを返還しなければならない。</p> <p>また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況又は理由について、当該年度の額の確定のあった日の翌年5月31日までに、同様式によりジェットロに報告しなければならない。</p>	<p>(2) <u>第7</u>の1(2)のただし書きの内容で分野・テーマ別等事業実施計画等の提出をした事業実施者は、(1)の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。</p> <p>(3) <u>第7</u>の1(2)のただし書きの内容で分野・テーマ別等事業実施計画等の提出をした事業実施者は、(1)の規定により実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額((1)の規定により減額した事業実施者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を別記様式第5号の消費税仕入控除税額報告書により速やかにジェットロに報告するとともに、ジェットロの返還命令を受けてこれを返還しなければならない。</p> <p>また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況又は理由について、当該年度の額の確定のあった日の翌年5月31日までに、同様式によりジェットロに報告しなければならない。</p>	<p>(変更)</p> <p>(変更)</p>
--	--	-------------------------

以上